

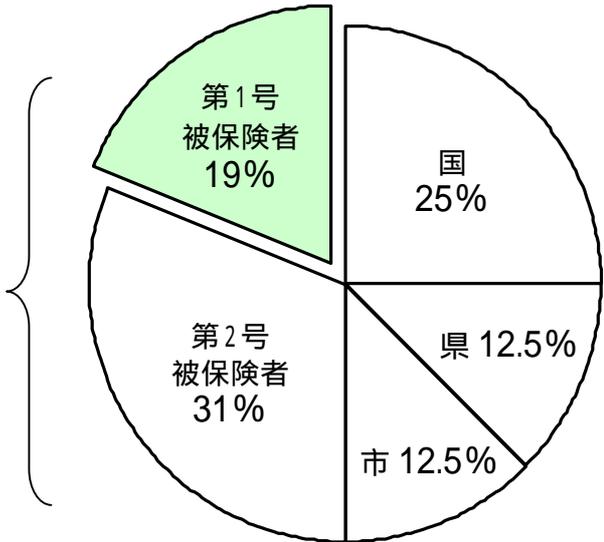
## 第 4 期介護保険料の設定における検討事項について

### 1 介護保険の給付費の費用負担

介護保険の給付費（介護給付・予防給付）の費用は、50%が公費負担、50%が保険料負担である。

第 1 号被保険者（65 歳以上）と第 2 号被保険者（40～64 歳）の負担割合は人数比で按分

平成 21～23 年度の負担割合は、変更となる可能性がある



介護保険施設及び特定施設にかかる負担割合は、国 20%、県 17.5%。

第 1 号被保険者の負担割合

平成 12～14 年度 17%、平成 15～17 年度 18%、平成 18～20 年度 19%

### 2 第 1 号被保険者の介護保険料の算定方法

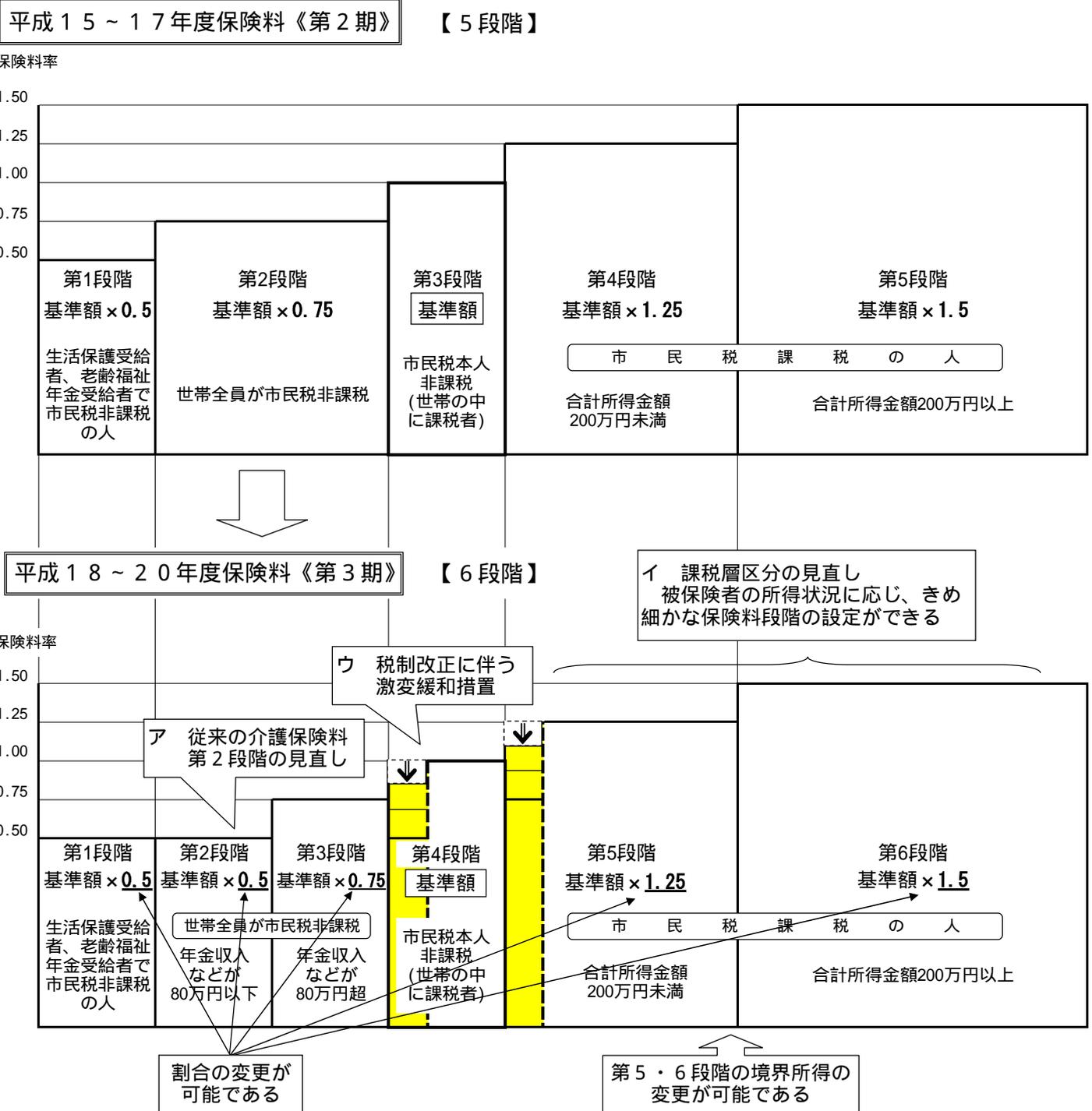
第 1 号被保険者が保険料として負担する金額は、3 年間の介護保険サービスにかかる費用（介護給付・予防給付、地域支援事業費）に基づき、次のとおり算出している。

【第 1 号被保険者の月額保険料の算定方法】（平成 18～20 年度）

$$\text{月額保険料 (基準額)} = \frac{\left( \begin{array}{l} \text{3年間の} \\ \text{介護保険の給付費} + \text{地域支援事業費} \end{array} \right) \times \text{負担割合}}{\text{第 1 号被保険者数}} \div 3 \text{年} \div 12 \text{月}$$

### 3 第2期・第3期介護保険料の段階設定について

#### (1) 国の示す標準的な保険料段階



#### 【保険料段階設定の見直し（第2期と第3期の比較）】

##### ア 従来の介護保険料第2段階の見直し

従来の保険料第2段階を細分化し、負担能力の低い層にはより低い保険料率を設定する。

##### イ 課税層区分の見直し

市民税課税層については、市町村が被保険者の所得状況に応じ、きめ細かな保険料段階の設定を行うことができることとする。

##### ウ 税制改正の影響に対する激変緩和措置 平成18年度から平成20年度まで実施

平成17年度の税制改正（高齢者の非課税措置の廃止）の影響により介護保険料段階が上がる人に対し、保険料が急激に上昇することがないように、段階的に保険料を引き上げる。

( 2 ) 北九州市の保険料段階

平成 1 5 ~ 1 7 年度保険料《第 2 期》 【 5 段階】

保険料率

	1.50				
	1.25				
	1.00				
	0.75				
	0.50				
	第1段階 基準額×0.5	第2段階 基準額×0.75	第3段階 基準額	第4段階 基準額×1.25	第5段階 基準額×1.5
	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税非課税の人	世帯全員が市民税非課税	市民税本人非課税(世帯の中に課税者がいる場合)	市 民 税 課 税 の 人	
				合計所得金額200万円未満	合計所得金額200万円以上
年額	22,500 円	33,750 円	45,000 円	56,250 円	67,500 円
月額	約1,880円	約2,820円	3,750円	約4,690円	約5,630円

平成 1 8 ~ 2 0 年度保険料《第 3 期》 【 9 段階】

保険料率

	2.00								
	1.75								
	1.50								
	1.25								
	1.15								
	1.00								
	0.75								
	0.60								
	0.50								
	第1段階 基準額×0.5	第2段階 基準額×0.6	第3段階 基準額×0.75	第4段階 基準額	第5段階 基準額×1.15	第6段階 基準額×1.25	第7段階 基準額×1.5	第8段階 基準額×1.75	第9段階 基準額×2.0
	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税非課税の人	世帯全員が市民税非課税		市民税本人非課税(世帯の中に課税者がいる場合)	合計所得金額147万円未満	市 民 税 課 税 の 人			
		年金収入などが80万円以下	年金収入などが80万円超			合計所得金額147万円以上200万円未満	合計所得金額200万円以上300万円未満	合計所得金額300万円以上400万円未満	合計所得金額400万円以上
年額	28,500 円	34,200 円	42,750 円	57,000 円	65,550 円	71,250 円	85,500 円	99,750 円	114,000 円
月額	約2,380円	2,850円	約3,570円	4,750円	約5,470円	約5,940円	約7,130円	約8,320円	9,500円

【保険料段階設定の見直し(第2期と第3期の比較)】

ア 従来の介護保険料第2段階の見直し

従来の保険料第2段階(市民税非課税層)を2つに区分(第2・第3段階)し、より低い保険料段階を設定。

イ 課税層区分の見直し

市民税課税者の保険料段階を第5~9段階の5つに区分し、負担能力に応じたきめ細かな段階・料率を設定。

ウ 税制改正の影響に対する激変緩和措置 平成18年度から平成20年度まで実施

平成17年度の税制改正(高齢者の非課税措置の廃止)の影響により介護保険料段階が上がる人に対し、保険料が急激に上昇することがないように、段階的に保険料を引き上げる。

## 4 介護保険料の市独自軽減制度について

介護保険料第2段階・第3段階に属する被保険者の中で、保険料の支払いが困難で、市の定める要件に全て該当する場合は、申請により保険料の軽減を行っている。

### (1) 主な要件

- 収入** 前年の世帯全員の収入が収入基準額以下であること。  
(一人世帯の場合 96万円 + 家賃負担額) (家賃限度額 31,500円 × 12ヶ月)
- 資産** ・ 居宅用以外の土地及び家屋を世帯全員が所有していないこと。  
・ 世帯全員の預貯金などが、収入基準額の2分の1以下であること。  
(一人世帯の場合 48万円)
- 扶養** 他の世帯の人から扶養されていないこと。

### (2) 軽減の内容

第2段階保険料額 (年額 34,200円)	⇒	第1段階保険料相当額
第3段階保険料額 (年額 42,750円)		(年額 28,500円)

## 5 第4期介護保険料の設定における検討事項について

- (1) 税制改正に伴う激変緩和措置終了を踏まえた第4期保険料の段階設定について  
税制改正に伴う激変緩和措置が平成20年度で終了するが、これを踏まえた第4期保険料の設定の考え方については、現在、国において検討中である。  
国の動向を踏まえ、本市の保険料の段階設定を検討する必要がある。

### (2) 第5段階・第6段階の基準所得金額の変更について

国の示す保険料段階における第5段階と第6段階の境界所得である基準所得金額は、第1段階、第2段階及び第3段階の軽減分と、第5段階と第6段階の増額分が、全国ベースで均衡するように設定することとされている。その設定金額については、現在国において検討中である。

国の動向を踏まえ、本市の保険料の段階設定を検討する必要がある。

### (3) 介護保険料の市独自軽減制度の在り方について

国の示す標準的な保険料段階を踏まえ、本市の保険料の段階設定を検討する際に、市独自軽減制度の在り方について検討する必要がある。